

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定 管理者	県
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	上記以外の税制変更	○	
不可抗力 (注)	不可抗力に伴う施設、設備の修復による経費及び事業履行不能		○
施設・設備の 修繕	経年劣化によるもの (1件あたり30万円未満のもの)	○	
	経年劣化によるもの (上記以外のもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方の特定できないもの (1件あたり30万円未満のもの)	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方の特定できないもの (上記以外のもの)		○
	指定管理者が施設の利用促進のために自主的に行う修繕等	○	
管理物品(備 品)	備品の修繕、更新、購入 (1件あたり30万円未満のもの又は指定管理者が施設の利用促進のため自主的に行うもの)	○	
	備品の修繕、更新、購入 (上記以外のもの)		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用	○	

(注) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、例えば単なる天候不順等による施設利用者数の増減は含まない。